令和５年４月２８日

湘南ひらつか七夕まつり実行委員会

湘南ひらつか七夕まつり期間中の臨時的な販売に関する説明会

湘南ひらつか七夕まつりは、７０回の開催をしてきた中で様々な変遷がありました。特にこの３年間は、新型コロナウィルスの影響で２回の開催中止を経て、昨年には飲食出店自粛や公道への出店を行わない開催を行いました。従来よりも規模を縮小した開催となりましたが、七夕まつりが抱えている課題を再認識する機会となり、関係者が協力することで課題解決が可能であることも明確となりました。

今後も永く七夕まつりを続くけて行くために、第７１回開催では、次の４点に取り組みます。つきましては、趣旨をご理解頂きご協力くださるようお願いします。

* 雑踏事故のない、安全なおまつり
* 食べ歩きとポイ捨てゴミのない、クリーンなおまつり
* 衛生的な食品が提供される、安心なおまつり
* また商店街に来たくなるような、楽しいおまつり

**１　出店場所**

公道（歩道を含む道路）の使用許可・占用許可が必要な販売行為は不可とします。

（１）公道（歩道を含む道路）にテント等を置いての販売行為はできません。例年、公道で営業していた露店商についても今年は出店ができません。

（２）店先での販売については、公道にはみ出ないようにしてください。また、販売中に行列ができた場合には、歩行者の妨げにならないよう、並んでいる客の整列をして頂くようお願いします。

**２　ゴミの回収処分**

販売に伴うゴミは、出店者が責任をもって回収と処分を行ってください。

（１）来場者に対しては、ゴミは持ち帰るか購入した店へ持ち込むよう周知します。

（２）購入客からのゴミの受け入れと処分をお願いします。

（３）飲食販売を行う場合には、食べ歩き自粛の注意喚起をお願いします。

**３　店舗貸し・土地貸し**

　　まつり主催者としては、地元商店を知って頂く機会にできればと考えています。

（１）できるだけ自店のPRに繋がる販売をご検討いただくようお願いします。

（２）店舗や土地貸しをする場合には、公道へのはみ出し禁止やゴミの回収処分、飲食販売に必要な手続きについて、貸主も責任をお持ちいただくようお願いします。

**４　保健福祉事務所への手続き**

　　令和３年に食品衛生関係法令が改正されたことにより、飲食物の販売に必要な手続きの見直しがされました。

（１）イベントで食品の販売行為を行う場合には、イベント主催者を通じて保健福祉事務所へ届け出を行うことが必要となりました。

（２）利益を目的とした営業行為として飲食物を販売する場合には、事前に保健福祉事務所から営業許可を受けておく必要があります。**（営業許可の取得には審査があります。）**

（３）まつりの期間中に飲食物を販売する方は、必要書類を揃え、湘南ひらつか七夕まつり実行委員会事務局へご提出をお願いします。

**５　飲食販売に必要な実行委員会への提出書類**

　　七夕まつり開催期間中に行うことができる食品の臨時販売は、以下の（１）から（４）までに該当する販売形態となります。いずれも、事前に保険福祉事務所へ手続きを行い営業許可等を受けてから、まつりの主催者へ書類提出をして頂く必要があります。

**（１）飲食店営業許可施設の調理場以外で調理行為を行う場合**

　　例）屋台で調理して販売する、店先で調理して販売する 等

　　※事前に「屋台型臨時営業許可」を保健福祉事務所から受けておく必要があります。

➡実行委員会への提出書類：「同意書」、「様式５」及び「営業許可証の写し」

**（２）仕入品（食品等）を販売する場合**

　　例）弁当やパンを仕入れ、店先に机を置いて販売する 等

※事前に「営業届」を保健福祉事務所へ提出しておく必要があります。

➡実行委員会への提出書類：「同意書」、「様式３」及び「様式６」

　　　※様式３について、「材料」の以下の項目は空欄で構いません。なお、仕入れ先の屋号や住所、電話番号の情報を様式内に記入して頂くようお願いします。

**（３）許可を取得した営業者が自らの施設の調理場内で調理した食品又は製造室内で製造した食品（包装品）を販売する場合**

　　例）店舗の調理場で調理した食品を、店先に机を置いて販売する 等

※事前に「飲食店営業、弁当屋、そうざい製造業、菓子製造業」等の適切な許可を保健福祉事務所から受けておく必要があります。（あわせて、事前に保健福祉事務所へ「営業届」の提出しておく必要がある場合もあります。）

➡実行委員会への提出書類：「同意書」、「様式３」及び「様式６」、「営業許可証の写し」

**（４）営業施設外で注文を受け、テイクアウトの注文・食品の受け渡しを行う（注文を受けた後に調理場内で調理する）**

　　例）店先に机を置き、注文の受付や会計の店先の机で行う（作り置きはしない）

　　　※調理場に営業許可を受けていれば、保健福祉事務所への事前手続きは必要ありません。

**➡**実行委員会への提出書類：「同意書」、「様式４」及び「営業許可証の写し」

**■湘南ひらつか七夕まつり実行委員会への提出書類は、令和５年５月３１日（水）までに事務局（平塚市商業観光課）へご提出をお願いします。**

**なお、各商店会長様におかれましては、会員様の書類をおとりまとめ頂きますよう、ご協力をお願い致します。**

**６　保健福祉事務所へ事前に行う手続き**

　　詳細につきましては、保健福祉事務所様作成資料をご覧ください。

以　上